備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を衆議院に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五　衆議院第二別館

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町一丁目六番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目及び二丁目、霞が関一丁目から三丁目まで、日比谷公園、内幸町二丁目、平河町一丁目及び二丁目、隼町並びに紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都港区	西新橋一丁目及び二丁目、愛宕一丁目、虎ノ門一丁目、二丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、赤坂一丁目から五丁目まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六本木一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに元赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を衆議院に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六　憲政記念館

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町一丁目八番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目及び二丁目、霞が関一丁目から三丁目まで、平河町一丁目及び二丁目、一番町、二番町（次の図面に示す部分に限る。）、麹町一丁目から五丁目まで、隼町並びに紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都港区	虎ノ門一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、赤坂一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに三丁目並びに元赤坂一丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を衆議院に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七　国立国会図書館

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町一丁目十番
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目及び二丁目、霞が関一丁目から三丁目まで、平河町一丁目及び二丁目、一番町、二番町（次の図面に示す部分に限る。）、麹町一丁目から五丁目まで、隼町並びに紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都港区	虎ノ門一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目から五丁目まで並びに元赤坂一丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を衆議院に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○参議院告示第一号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する件（平成二十八年四月七日の参議院の告示）は、この告示の施行の日限り、廃止する。

令和八年七月三日

参議院議長　関口　昌一